

<報道発表資料>

令和8年4月1日

京都市環境政策局地球温暖化対策室

## 「京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>」の改定

京都市では、令和3（2021）年3月に「京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>」（以下「計画」という。）を策定し、2050年までの脱炭素社会の実現を目指し、対策を進めています。

現計画の策定から5年が経過する中、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえ、地球温暖化対策を進化させていくため、削減目標の在り方や取組の強化・拡充について、京都市環境審議会において議論を重ね、計画改定案を取りまとめた後、改定案に対する市民意見や、京都市会海外行政調査団からの緊急提言等を踏まえ、計画を改定しました。

なお、計画改定に先立ち、削減目標の引上げ等について、令和8年3月に京都市地球温暖化対策条例を改正しています。

### 1 改定の趣旨

#### (1) 温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度目標について、1.5°C目標の達成に向けて、できるだけ早期の削減を図ることを目指し、「2030年度46%削減」から「2030年度46%以上削減」とし、46%削減を着実に達成し、さらに高みを目指していくこととします。

また、2030年度以降についても、2050年カーボンニュートラルに向け、弛まず削減を進めていくための経路として、「2035年度60%削減、2040年度73%削減」を新たに設定します。

#### (2) 取組の強化・拡充

現計画策定時からの温室効果ガス排出量の削減状況を踏まえ、まずは、2030年度目標の達成に向け、引き続き、ライフスタイル、ビジネス、エネルギー、モビリティの4つの分野における幅広い取組を進め、特に、再エネ・自家消費<sup>※</sup>の拡大と徹底した省エネ対策の促進を図ります。あわせて、森林等の二酸化炭素の吸収源対策や、気候変動の影響を軽減するための適応策を進めます。

また、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、イノベーションやグリーン人材の育成など、現時点から検討し、取り組むべき施策を推進していきます。

※ 再エネ発電設備により発電した電気を自ら使用すること。

## 2 計画の概要

### (1) 計画期間

令和 12(2030)年度まで

### (2) 計画の位置付け

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」、京都市地球温暖化対策条例に基づく「地球温暖化対策計画」として策定

## 3 計画の公開

以下のホームページ（京都市情報館）において公開します。

「京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>（令和 8 年 3 月改定）」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000324690.html>

### <市民意見の募集結果>

令和 8 年 1 月 5 日～2 月 4 日にパブリックコメントを実施し、応募者 1 4 6 名、意見数 3 8 3 件の御意見をいただきました。募集結果については以下のホームページ（京都市情報館）において公開します。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/kankyo/0000348504.html>

### <京都市会海外行政調査団からの緊急提言の反映>

令和 8 年 3 月 4 日の京都市会海外行政調査団からの緊急提言を踏まえ、次のとおり計画に反映しました。

提言項目	改定計画への反映内容
1 2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けた関係局の政策を確立すること。	3 章「計画の基本的事項」に「2050 年までを見据えた、より具体的な施策の立案・目標設定」の項目を追加し、施策等を今後検討していく旨を記載。（計画 P 1 5）
2 国や府と連携して、バイオマスや地熱・地中熱エネルギーの利用に向けた政策を構築すること。	5 章「温室効果ガスの排出抑制・吸収源対策（緩和策）」のエネルギーの分野の施策 2「バイオマス・小水力などの地域資源の活用の推進」において、「森林バイオマスの活用」に関する記載内容を充実するとともに、新たに「地熱・地中熱の活用」に関する記載を追加。（計画 P 4 3）
3 国に先駆けて専門家の知見を積極的に求め、次代を見据えた育成を強化すること。	4 章「計画の基本方針」の「各主体の役割」の「京都市の役割」において、幅広い専門家との連携や知見を深めていくこと等を追加。（計画 P 2 3）

<お問合せ先>

京都市環境政策局地球温暖化対策室

電話：075-222-4555